

熊本県クリーニング業法事務処理要領

クリーニング業の許可関係事務については、クリーニング業法、クリーニング業法施行規則、熊本県クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関する条例、及び熊本県クリーニング業法施行細則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 営業届出の対象

公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締を行う必要があるため、クリーニング（※1）を業として（※2）営む者（※3）であれば、クリーニング所（※4）の有無にかかわらず（※5）、保健所長に届出を提出しなければならない。

- ※1 溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む）
- ※2 人が社会生活上の地位に基づいてその行為を反復継続して行うことをいい、必ずしも相手方が不特定多数であることや対価を受けること等は必要ない。
(昭29.9.25 衛環第91号 厚生省環境衛生課長回答)
(昭24.10.17 衛発第1048号 厚生省公衆衛生局長通知)
- ※3 洗たくを行い営業する営業者だけではなく、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しすることを営業とする営業者も含まれる。なお、営業者は、クリーニング師に限られないことに注意が必要である。
- ※4 洗たくを行う施設としてのクリーニング所のほか、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをする施設（取次所）も含まれる。
- ※5 クリーニング所のほか、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しのみを行う業態（以下「無店舗取次店」という。）も届出が必要である。

○法の適用があるもの

- ・手術衣、手術用布片等のリネン類の消毒・滅菌業務を受託した施設において、これらを洗濯・消毒する行為は、クリーニング業法にいうクリーニング業としての行為であり、クリーニング所でなければならないこと。

(平2.8.30 衛指第146号 厚生省指導課長通知)

- ・クリーニング業者と宅配業者等との間において、あらかじめ洗濯物の配送に係る料金、配送方法等について特定の契約を締結するなどし、宅配業者等の受付窓口において継続反復的に一般の荷物とは異なる取扱いを行う場合について、当該受付行為を行う施設は、クリーニング所に該当する。また、当該受付施設において指定洗濯物を取り扱う場合には、一般の洗濯物と区分して取り扱わせること。

(平20.2.14 健衛発第0214001号 厚労省生活衛生課長回答)

○法の適用がないもの

- ・どん帳、テントなどの洗たく

洗たくの対象として、「衣類その他の繊維製品又は皮革製品」を定めているが、すべての繊維製品、皮革製品を含むのではなく、衣類その他の物で人間が通常接触し、衛生上の規制の必要なものに限られる。

(環境衛生関係事務提要より 編集者：生活衛生法規研究会 発行者：(株)ぎょうせい)

- ・「洗張り業」

いったん解体して洗たくするものであり、洗たくの対象物を「原型のまま洗たくすることを営業とする」ものでなく法の適用を受けない。

(昭 25. 6. 29 衛発第 515 号 厚生省公衆衛生局長通知)

- ・セルフサービスによるコイン・オペレーション・クリーニング

(昭 40. 6. 18 環衛第 5069 号 厚生省環境衛生課長回答)

(昭 41. 12. 26 環衛第 5152 号 厚生省環境衛生課長回答)

2 開設届出書の審査及び受付

届出書の記載内容等について、下記の項目に注意して確認を行う。

(1) 要届出施設

① クリーニング所

クリーニング所を開設しようとする者は、届出書を開設地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

※引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の場合は、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関する関係部局間の連携について（平 22. 12. 7 衛第 723 号及び建第 1210 号通知）」に基づき処理を行うこと。

また、クリーニング所が複数存在する場合には、開設地を管轄する保健所長にそれぞれ提出させること。

② 無店舗取次店

無店舗取次店で営業を行おうとする者は、届出書を営業しようとする区域を管轄する保健所長に提出しなければならない。

また、営業しようとする区域が複数の保健所にまたがる場合には、営業しようとする区域を管轄する保健所長にそれぞれ提出させること。

③ 無人受付機

営業者（従業員）が利用者と対面することなく、洗濯物の受取りのみを行うために、クリーニング所に付随して設けたロッカー様の設備（以下「無人受付機」という。）の設置は、クリーニング所の一部として、許可対象となるものであり、既届出の無人受付機の数に変更があった場合、又は既設のクリーニング所に新たに無人受付機を設置する場合は、構造及び設備の概要を記した図面等を添付のうえ、クリーニング所変更届出書を提出させること。

(平 19. 6. 28 薬衛第 289 号 熊本県健康福祉部薬務衛生課長通知)

(2) 届出書の記入方法及び受付時の注意

① 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所（主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

- ・ 個人申請の場合・・・マイナンバーカード※、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写真のある公的機関発行の証明書で確認するか、写真付証明書がない場合には健康保険証や現地調査等適切な方法により本人確認をすること。

※マイナンバーカードは、個人番号が記載されているカードの裏面はコピーしないこと。

- ・ 法人の場合・・・・・・定款若しくは寄附行為の写し及び登記事項証明書で確認すること。法人においては、登記事項のうち、目的の中にはクリーニング所を営営することが認められる記載の有無を確認し、記載のない場合は原則として追加登記す

ることが望ましい。しかし、記載されていないことをもって申請書の受理を拒むことはできない。

※住所（所在地）については、略字、略号は記載させないこと

（例）〇〇２－１の６ → 〇〇２丁目１番６号

※管理人を置いたときは、管理人の氏名、本籍、生年月日、住所を記入させること

②営業所の所在地

- ・同一施設の所在地が２つ以上にまたがる場合はそのすべてを記入させる。また、無店舗取次店の場合は、その営業区域すべてを記入させる。

③開設の予定年月日

- ・営業者が法第５条の２による確認をうける以前に営業することのないよう、検査及び確認済みの証の交付に要する日数を考慮して記入させる。
- ・無店舗取次店については検査不要のため、考慮する必要はない。

④業務用車両

- ・ナンバープレートに記載された番号を記入させること。

（注）軽・二輪自動車については、車両番号、その他の自動車については自動車登録番号という名称の区分がされている。

⑤従事者

- ・クリーニング師については、氏名、本籍、住所、生年月日及び免許証の登録番号並びに登録年月日を記入させること。
- ・その他従事者についても健康診断及び講習の実施に際して必要があるので、従事者欄に記入させること。
- ・クリーニング師については、免許証を提示させ、届出書記載事項（氏名、生年月日、本籍、登録番号、登録年月日、都道府県名）との照合を行うこと。

⑥従事者数

- ・当該施設において、クリーニング業又は洗たく物の受取及び引渡の業務に従事する者の数を記入させる。営業者にあっても、これらに従事する者は含める。

⑦手数料

- ・熊本県手数料条例に規定する額の収入証紙（１６，０００円）を届出書に貼付させること（クリーニング所（取次所も含む）のみ）。

(3) 添付書類

①クリーニング所の平面図

平面図に設備の配置を記入させる。（受取及び引渡場所、各種機械、戸棚等の位置を図示させる）

②営業者が他にクリーニング所を開設している場合、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類

③営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいるときは、その氏名を記載した書類

④付近の見取り図

3 調査

現地調査を行い、構造設備が条例等の基準に適合するか否かを調べ、条例等の基準に適合しない場合や届出事項と異なる場合は、改善指導を行う。

なお、調査結果及び指導内容については、調査書を作成する。

4 検査確認、開設検査確認証

書類審査及び構造設備の検査を行った場合において、届出が条例等に規定する基準に適合すると確認したときは、当該営業者に開設検査確認証を交付する。営業者は、検査確認を受けた後でなければ、その施設を使用することはできない。

(1) 検査確認証の再交付、訂正

- ・交付済の検査確認証のき損、亡失の場合は、検査確認証の再交付は行わない。この際、営業者から検査確認を受けている旨の証明を求められた場合には、検査確認証の写しを送付するか、証明願を提出させ、証明書を交付する（参考様式有り）。検査確認証は単なる行政行為・通知行為を文書で行ったに過ぎないものである。また、名称、住所、氏名等の変更があった場合、検査確認証の訂正は行わず、変更届を提出させること（届出者の求めがあった場合は、許可証に変更内容を裏書きして交付）。

(2) 営業者の義務

- ・苦情の申出先の明示

クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。

また、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする無店舗取次店においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物（毒性又は爆発性を有するとして指定されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤を使用した後の廃油）を生ずるクリーニング所においては、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。当該クリーニング所のクリーニング師については、特例として一定の要件を満たすクリーニング師に対する研修を受講すれば、上記の責任者となることができる。

このため、コインオペレーションクリーニング施設の営業者はこの研修を受けることはできないので、上記の責任者となるべき十分な知識を有する者を設置すること。

（平 5. 3. 30 衛指第 55 号 厚生省指導課長通知）

- ・免許証の掲示

クリーニング師は、免許証をクリーニング所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 地位の承継

クリーニング業営業者について、相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人

又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。地位の承継があった場合、当該承継者は、当該事実を遅滞なく（概ね60日以内とする。）知事に届出なければならない。

（H18 九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管係長会議照会事項）

クリーニング業営業者の事業譲渡の事実についての届け出も同様の取扱いとする。

（1）譲渡

＜届出事項＞

- ①届出者の住所、氏名、生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ②営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあっては、営業を譲渡した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③譲渡の年月日
- ④クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- ⑤現に受けているクリーニング所開設検査確認証番号及びその年月日（クリーニング所のみ）
- ⑥クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の自動車登録番号又は車両番号及び業務用車両の保管場所

（添付書類）

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類

（2）個人の相続

相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者が承継人となる。

また、相続の時点で、相続人の一部が承継届出を提出した場合には、他の相続人がそれらの相続人の承継に関し異議のないことを確認するため、他の相続人の行方が知れない等同意を求めることができない場合を除き、他の相続人の同意書の添付を求めること。

なお、相続人間で誰が営業を承継するかの協議が整っていない場合には、相続人全員が営業者の地位を相続（各相続人は、お互いに共同営業者）するため、全員連名による届出をさせることになるが、できる限り、1人が承継するように指導することが望ましい。その後、いずれかの相続人が当該営業を行う者との協議が整った時点で、営業者の変更の届出をさせること。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

（昭 60. 12. 24 衛指第 270 号 厚生省生活衛生局長通知）

＜届出事項＞

- ①届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- ②被相続人の氏名及び住所
- ③相続開始の年月日
- ④クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- ⑤現に受けているクリーニング所開設検査確認証番号及びその確認年月日（クリーニング所のみ）
- ⑥クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の自動車登録番号又は車両番号及び業務用車両の保管場所

(添付書類)

- ・戸籍謄本（相続人がすべて記載されているもの）又は法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人が2名以上の場合にあっては、原則として「クリーニング営業者相続同意証明書」

(3) 法人の合併（分割）

合併による地位の承継の届出にあっては以下の事項を記載した届出書を開設地を管轄する保健所長に提出する必要がある。

＜届出事項＞

- ①届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ②合併（分割）により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ③合併（分割）の年月日
- ④クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- ⑤現に受けているクリーニング所開設検査確認証番号及びその確認年月日（クリーニング所のみ）
- ⑥クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の自動車登録番号又は車両番号及び業務用車両の保管場所

(添付書類)

- ・合併後存続する法人又は合併により設立された法人（分割により営業を承継した法人）の登記事項証明書

※承継の届出は、相続人等が承継したということ及びそれによって営業者となったということを出るものである。したがって、台帳上「営業者」として記入することとなり、届出書の記載事項変更届とは異なる。

(昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡)

(4) 留意事項

届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定される。

なお、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定される。

(令 5. 8. 3 生食発 0803 第 1 号 (2) その他の留意事項)

(令 5. 11. 29 健生衛発 1129 第 3 号通知 問 8)

(5) 経過措置

当分の間、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

(令 5. 6. 14 法律第 52 号 附則第 7 条第 2 項)

6 届出事項変更届

営業者は、届出事項に変更があった場合は、速やかに届出事項変更届出書を開設地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(1) 氏名（名称）の変更

届出者が改姓あるいは改名した場合を意味するものである。

なお、届出を行った法人が吸収合併により存続し名称を変更する場合には、変更届で差し支えない。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号 厚生省公衆衛生局長回答)

(昭 40. 3. 11 環衛第 5032 号 厚生省環境衛生課長回答)

(2) 法人の代表者の変更

届出者が法人組織であってその代表者が変更になった場合は、届出のみで差し支えない。ただし、定款又は寄付行為の写しには代表者氏名の記載がないため、届出を受理する際には、登記事項証明書を提出させて確認すること（登記事項証明書は、原則として発行日から 6 ヶ月以内のものとする）。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号 厚生省環境衛生課長回答)

(3) 住所（所在地）の変更

境界変更等による所在地の名称変更により検査確認権者が変わるような場合を意味するものである。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号 厚生省公衆衛生局長回答)

(4) 施設の移動

届出をした施設が同一敷地内で施設が移動し、場所だけ変更のあった場合には新規届出をさせること。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号 厚生省環境衛生課長回答)

(5) 構造設備の変更

既に確認した施設の構造設備を著しく変更した場合は、実情を調査し、その結果、その構造設備が同一性を失っていると認められたときは、新規扱いとする。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、許可を受けた営業施設の床面積の概ね 50% 以上の改築又は概ね 100% 以上の増築及び増改築（例えば 30% 改築 + 80% の増築の場合）のときは、同一性が失われたものとする。

また、施設の変更が 2 回以上にわたる場合は、最初に許可したときの床面積を基準（例：{ 1 回目の改築面積 + 2 回目の改築面積 } ÷ 当初の床面積）として計算を行う。

(H7 九州各県・指定都市環境衛生関係主管係長会議照会事項)

<参考>

建築基準法に規定する「改築」の定義

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。なお、使用材料の新旧は問わない。

(昭 28. 11. 17 住指発第 1400 号 建設省建築指導課長回答)

(6) 従事者等の変更

クリーニング師及び従事者に変更があった場合は、変更届を提出させること。

7 廃止等の取扱い

クリーニング所及び無店舗取次店を廃止した場合にあっては廃止届出書を開設地を管轄する保健所長に提出させる。なお、営業者より廃止届の提出はないが、客観的に営業が廃止されたと認められる場合は、失効の確認を行う。

(1) 廃止届

営業者が死亡その他法律行為の能力が欠如していると客観的に認められる場合を除

き、営業者本人から提出させる。

なお、破産宣告を受けているだけでは、届出する能力を失っているとは解されず、また、破産法による債権者集会の営業廃止の決議が、私人のなす公法行為まで制限されるものではないため、破産管財人から提出された営業廃止の届出は、本法に規定する営業廃止届ではない。

(昭 31. 12. 13 衛環第 124 号 環境衛生課長回答)

(2) 確認廃止

営業者が死亡し又は行方不明でその営業が客観的に廃止されたと認められる場合は、当該営業者にかかわる確認行為は当然に失効したものとして扱う。この場合、取消処分を行うことは必要ないが、事務処理のため必要がある場合は、確認の失効した旨の公示を行うこと。

(昭 34. 2. 10 衛環第 13 号 厚生省環境衛生部長回答)

●営業を廃止していると思われる施設に対する確認を行う場合の手順について、以下に例示する。

- ①届出施設の現況確認（届出施設の滅失、営業可能な状態であるかどうかを現地で確認し、写真を撮る。）
- ②台帳に記載されている連絡先に連絡し、連絡がつくかどうか確認。（電話で連絡のつかない場合は郵便で連絡する。また、連絡がついた場合には営業継続について本人の意思を確認し、継続の意思がない場合は廃止届を提出するよう指導する。なお、宛先人不明として返送されてきた郵便物は営業者不在の証拠物として保管しておくこと。）
- ③付近の住民への状況確認（町内会長や付近の住民にいつ頃から営業していないのか等について確認する。）
- ④上記①～③の調査を行い、総合的に判断して廃止されたと認められるときは、台帳から抹消する。

(H16 九州各県・指定都市生活衛生関係主管係長会議照会事項)

(3) 休業届

休業届は、期間を特定した上で受理すること。

8 立入検査

施設の衛生管理状況及び無届で施設の構造設備の変更等が行われていないかなどを確認するため、生活衛生関係営業施設監視指導計画指針に基づき、年間立入計画を策定し、実施する。立入検査結果については、記録に残すこととし、特に衛生管理上問題があった場合は、営業者に「環境衛生指導票」を交付し、改善指導すること。

※環境衛生監視員証を携帯すること。

9 措置命令

営業者が法第 3 条（営業者の衛生措置等に関する規定）及び法第 4 条（クリーニング師の設置義務）の規定に違反した場合に都道府県知事が措置を行うものである。

これは違反に対する行政処分として、直ちに営業停止又は閉鎖処分を命ずるものではなく、規定を守らせるために必要な措置を命ずるものである。

措置命令を行うときは、事前に注意指導案を交付、誓約書の徴収等が行われるのが原則であり、この場合、行政処分の上申の場合に準じて、違反の証拠書類等の整備が必要

である。

措置命令をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

10 罰 則

法に規定する事項に違反した営業者には次の罰則が適用される。

(1) 法第15条（5千円以下の罰金）

- ・開設する際、届出をしないか又は虚偽の届出をした者
- ・保健所の検査、確認を受ける以前にクリーニング所を使用した者
- ・法第9条の規定による業務停止の処分に違反した者
- ・措置命令に従わないために命じられた営業停止・使用停止・閉鎖処分に違反した者

(2) 法第16条（2千円以下の罰金）

- ・環境衛生監視員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(3) 法第17条（両罰規定）

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(1)及び(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑が科せられる。

※処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示を行わなければならない。

11 クリーニング師免許

(1) 免 許

クリーニング師の免許は、法第7条に規定するクリーニング師試験に合格した者に与えられる。

(2) 試 験

①受験資格は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(高等学校への入学資格を有する者)と規定されている。但し、次の者は学校教育法第57条に規定する者とみなす。

- ・旧国民学校令による国民学校の高等科を卒業した者
- ・旧中等学校令の中等学校の2年の課程を終った者及びこれらの者と同等以上の学力があると認められる者。
- ・旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校の第2学年を修了した者
- ・旧盲学校及聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- ・旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者外

②試験科目

- ・衛生法規に関する知識

- ・公衆衛生に関する知識
- ・洗たく物の処理に関する知識及び技能

③試験実施機関

都道府県知事は、少なくとも年1回以上試験を実施しなければならない。

④受験申込

＜申し込み方法＞

受験申込みは、県内に住所を有するものは保健所（熊本市保健所を含む）に手数料を添えて申し込む。住所地が県外の者については直接、薬務衛生課へ申し込むこと。（添付書類）

- ・履歴書
- ・写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること）
- ・受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書）
- ・上記証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は戸籍謄本又は抄本

(3) 免許証の交付申請等

①免許申請書及び免許証再交付申請書は県外に居住するものについては、薬務衛生課へ提出し、県内に居住するものについては保健所（熊本市保健所を含む）に提出させること。

②免許を亡失又はき損したときは1ヶ月以内に再交付の申請させること。

③再交付後発見された免許証は5日以内に提出させること。

④本籍又は氏名を変更したときは、10日以内に免許証の訂正の申請をさせること。

※免許を受けようとする者は、申請書に戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載された住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）を添付させること。

※免許証等の氏名に旧姓の併記を希望する者については、申請書等に記入されている旧姓が戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写しに記載されている旧姓と合致することを確認すること。また、外国籍の者で免許証等の氏名に通称名の併記を希望する者については、申請書等に記入されている通称名が住民票の写しに記載されている通称名と合致することを確認すること。

（令2.12.8生食発1208第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）

※②～④についても①に準じて申請等を行わせること。

(4) 免許取消

都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し、犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

免許の取消処分を受けた者は、5日以内に免許証を登録地の都道府県知事に返納しなければならない。

知事は、他の都道府県知事の免許を受けたクリーニング師について、免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、免許を与えた知事に、その旨を通知しなければならない。

(5) 登録の抹消

- ・免許証を免許を与えた知事に返納することで登録の抹消を申請することができる。
- ・クリーニング師が死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者が1ヶ月以内に免許を与えた知事に返納しなければならない。

12 研修及び講習

(現在は(公財)全国生活衛生営業指導センターが開催する研修・講習を指定)

(1) クリーニング師の研修

- ・ クリーニング所の業務に従事した後1年以内に法第8条の2に規定する研修を受けること。
- ・ 前項の研修を受けた後、3年を越えない期間ごとに前項の研修を受けること。

(2) 従事者の講習

(平成16年4月16日法改正によりクリーニング所を開設しない者も含む)

- ・ クリーニング所の業務に従事した後1年以内に法第8条の3に規定する講習を受けること(従事者の5分の1の者)。
- ・ 前項の講習を受けた後、3年を越えない期間に前項の講習を受けること。(同様に選任した者)
- ・ 従事者のうち、上記研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とみなす。

13 消毒の方法

(1) 消毒を要する洗たく物(指定洗たく物)

法第3条第3項第五号の規定により、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗たく物は、他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒することとして厚生労働省令で定められている。

- ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
- ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による伝染のおそれがあるものとして引き渡されたもの。
- ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの。
- ・ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの。
- ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの。

(2) 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要(昭和57年3月31日環指第48号 厚生省環境衛生局長通知「クリーニング所における衛生管理要領について」より抜粋)

① 消毒方法

ア 理学的的方法

(ア) 蒸気による消毒

蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上触れさせること(温度計により器内の温度を確認すること。)

(注)

- 1 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。
- 2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

(イ) 熱湯による消毒

80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと(温度計により温度の確認をすること。)

(注)

熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。

イ 化学的方法

(ア) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分間以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）。

(注)

汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。

(イ) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

(注)

洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。

(ウ) ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積1m³につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で1時間以上触れさせること。

(エ) 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、大気圧に戻し50℃以上で2時間以上触れさせるか、又は1kg/cm²まで加圧し50℃以上で1時間以上触れさせること。

② 消毒効果を有する洗濯方法

洗濯物の処理工程の中に次のいずれかの工程を含むものは、消毒効果を有する洗濯方法である。

ア 洗濯物を80℃以上の熱湯で10分間以上処理する工程を含むもの。

イ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が250ppm以上の液に30℃以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素100ppm以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。

ウ 四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含むもの。

※「クリーニング所における消毒方法等について」（昭和39年9月12日 環発第349号 厚生省環境衛生局長通知）も併せて参考のこと。

(3) 運用上留意すべき事項

① 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定した洗たく物は、消毒が完了するまで又は消毒の効果を有する洗たくが完了するまでは専用の棚又は容器に収めるなど他の洗たく物と接触することのないよう区分を確実にしておくよう指導すること。

② 洗たくの方法は施設設備の構造、機能等により、また洗たく物の種類により種々異なるものと思われるので消毒方法についても1種類に限ることなく、それぞれに適した効果のある方法を採用するよう指導すること。

③ おむつなどし尿による汚染の甚だしい洗たく物については、消毒又は消毒の効果を有する洗たくを行う場合は消毒液や漂白剤を頻繁に取り代えるなど汚物による消毒

の効果を減少させないように注意すること。また、おむつなどに附着しているし尿を放流する場合は、終末処理場のある下水道に放流する場合を除き、必ずし尿を浄化することができる装置を設けるよう指導すること。

(4) 設備及び容器等の消毒方法の概要(昭和 57 年 3 月 31 日 環指第 48 号 厚生省衛生局長通知「クリーニング所における衛生管理要領について」抜粋)

- ・ランドリー処理用の洗濯機及び脱水機は、槽内及び投入取出口等を塩素剤又は界面活性剤等の水溶液を満たして稼働するか、又はこれら消毒液を用いて清拭することにより消毒することが望ましいこと。
- ・洗濯物の格納設備又は容器及び運搬・集配容器は、塩素剤又は界面活性剤等の水溶液を用いて浸漬又は清拭等により消毒するか、又はホルムアルデヒドガスにより消毒することが望ましいこと。
- ・その他消毒する器具等についても、その材質に応じ加熱（蒸気、熱湯）又は消毒液（塩素剤又は界面活性剤等の水溶液）による消毒のいずれかにより消毒することが望ましいこと。

14 その他の通知

(1) 立入検査は営業時間に限定すること。

(昭 25. 6. 29 衛発第 515 号 厚生省公衆衛生局長通知)

(2) 洗たくをするクリーニング所とは、洗たく工程のうち洗浄及び脱水を行うクリーニング所をいう。大規模な施設は作業部門ごとにクリーニング師を設置するよう指導すること。

(昭 35. 2. 22 衛発第 154 号 厚生省公衆衛生局長通知)

(3) 病院等から洗たく物を受け取るときは伝染性の疾病の病原体に汚染されているのかを確認するよう指導すること。

(昭 39. 8. 12 環発第 306 号 厚生省環境衛生局長通知)

(4) 医療機関における消毒・滅菌業務の委託

(平 2. 8. 30 衛指第 146 号 厚生省指導課長通知)

(平 2. 8. 13 指第 39 号 厚生省指導課長通知)

(5) 染色業は法の適用を受けない。

(昭 26. 4. 13 衛発第 264 号 厚生省公衆衛生局長回答)

(6) 「アイロン仕上げ」のみを行っても法の適用を受ける。

(昭 32. 11. 6 衛環発第 63 号 厚生省環境衛生部長回答)

(7) 社会復帰施設でも法の適用を受けることがある。

(昭 31. 11. 27 衛環第 116 号 厚生省環境衛生課長回答)

(8) コインオペレーション式であっても客の依頼により営業者がその処理を行えば、法の適用を受ける。

コインオペレーション式洗たく機のみを使用するクリーニング所については仕上場の面積、洗場の面積等は適用せず、実情に応じて必要な基準を定めることが望ましい。

(昭 41. 12. 26 環衛第 5152 号 厚生省環境衛生課長回答)

(9) 出張クリーニングは営業施設（法 2 ④）に該当しないため、法の適用を受けない。

(昭 43. 4. 30 環衛第 8070 号 厚生省環境衛生課長回答)

(平 4. 8. 10 衛指第 156 号 厚生省指導課長回答)

(10) 取次者と洗たく者が異なる場合は取次者も届出が必要。

- (昭 62. 1. 6 衛指第 1 号 厚生省指導課長回答)
- (11) 直接皮膚に触れるじゅうたん等のクリーニングは法の適用を受け、ビルクリーニング技能士等による洗たく行為はできない。
(平 4. 8. 10 衛指第 156 号 厚生省指導課長回答)
- (12) クリーニング取次所の衛生措置
(昭 41. 12. 27 環衛第 5153 号 厚生省環境衛生課長通知)
- (13) テトラクロロエチレン中毒の防止
・ 労働安全衛生法施行令等による有機溶剤使用者の健康診断の義務づけ等を規定
(昭 43. 4. 30 環衛第 8071 号 厚生省環境衛生局長通知)
(昭 53. 9. 27 環指第 127 号 厚生省指導課長通知)
- (14) 衛生管理要領 (昭 57. 3. 31 環指第 48 号 厚生省環境衛生局長通知)
- (15) 「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」
・ 目的、処理基準、衛生基準及び検査法について規定。衛生基準として、変色及び異臭がないこと、大腸菌群が検出されないこと、黄色ブドウ球菌が検出されないこと、一般細菌が一枚（シャーレ）当たり 10 万個を越えないことが規定されている。
(昭 57. 11. 16 環指第 157 号 厚生省環境衛生局長通知)
(同 指導課長通知)
- (16) コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱
(昭 58. 3. 29 環指第 39 号 厚生省環境衛生局長通知)
- (17) 自主管理点検表 (昭 63. 10. 18 衛指第 215 号 厚生省指導課長通知)
- (18) ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の使用管理
(平元. 7. 10 衛指第 114 号 厚生省生活衛生局長通知)
(平 5. 4. 9 衛指第 74 号 厚生省生活衛生局長通知)
(同 77 号 指導課長通知)
- ※ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレンの使用管理
その処理能力の合計が 30 kg 以上のクリーニング所に限り活性炭吸着装置を設置することを義務づけている（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定ガイドライン：環境庁大気保全局）が、30kg 未満でも必要に応じ設置するよう指導すること。
- (19) テトラクロロエチレン等の点検管理要領
(平元. 9. 14 衛指第 153 号 厚生省指導課長通知)
- (20) 石油系溶剤を用いたドライクリーニングの衣類への溶剤残留防止
(平 3. 7. 1 衛指第 110 号 厚生省指導課長通知)
(平 10. 11. 4 衛指第 119 号 厚生省指導課長通知)
(平 11. 5. 11 衛指第 47 号 厚生省指導課長通知)
- (21) テトラクロロエチレンを使用するコインオペレーションクリーニング施設の指導
(平 3. 9. 9 衛指第 181 号 厚生省指導課長通知)
(平 7. 2. 24 衛指第 41 号 厚生省指導課長通知)
(平 7. 12. 27 衛指第 281 号 厚生省指導課長通知)
(平 9. 9. 29 衛指第 179 号 厚生省指導課長通知)
- (22) 病院等からの寝具類の洗たく業務はクリーニング所以外には委託できない外
(平 5. 2. 15 衛指第 24 号 厚生省指導課長通知)
- (23) 「貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン」
・ 目的、処理基準、衛生基準及び検査方法、施設、設備の管理について記載。衛生基

準として、変色及び異臭がないこと、大腸菌群が検出されないこと、黄色ブドウ球菌が検出されないこと、一般細菌が一枚当たり 5×10^4 個以下であることが規定されている。

(平 5.11.25 衛指第 224 号 厚生省指導課長通知)

(24) 豪雨等による衣類の滅失・毀損に対する損害賠償を果たす必要はない。

(平 12.9.13 衛指第 99 号 厚生省指導課長通知)

(25) クリーニング師試験

(昭 31.10.5 衛発第 672 号 厚生省公衆衛生局長通知)

(昭 35.8.1 衛発第 698 号 厚生省公衆衛生局長通知)

(昭 31.11.30 衛環第 122 号 厚生省環境衛生課長回答)

(26) クリーニング師免許証

(昭 33.2.26 衛環発第 20 号 厚生省環境衛生部長回答)

(昭 45.2.16 環衛第 21 号 厚生省環境衛生課長回答)

(27) クリーニング師の研修、業務従事者の講習の指定

(平元.3.27 衛指第 46 号 厚生省生活衛生局長通知)

(平 4.3.19 衛指第 43 号 厚生省指導課長通知)

(同 45 号 ")

(平 9.12.24 衛指第 217 号 厚生省指導課長通知)

(平 13.3.30 健衛発第 33 号 厚労省生活衛生課長通知)

(28) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得

(参考：以後廃棄物処理法改正あり)

(平 5.3.30 衛指第 55 号 厚生省指導課長通知)

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年（2020 年）3 月 26 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）3 月 29 日から施行するものとする。